

県南広域振興局長告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成19年5月1日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 北上市和賀町長沼6地割107番9の一部、129番1、131番1、131番3及び131番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北上市和賀町長沼6地割121番地5 和賀川土地改良区